

【資料 1】

現 行					改 正 後						
各月初日の入所児童の属する階層区分			徴収金基準額（月額）		各月初日の入所児童の属する階層区分			徴収金基準額（月額）			
階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児	階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児		
第 1	生活保護法による被保護世帯		0	0	第 1	生活保護法による被保護世帯		0	0		
第 2	第 1 階層及び第 4 ~ 第 8 階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,200	4,800	第 2	第 1 階層及び第 4 ~ 第 8 階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,200	4,800		
第 3		市町村民税課税世帯	15,600	13,200	第 3		市町村民税課税世帯	15,600	13,200		
第 4	第 1 階層を除き、前年分の所得税課税世帯あって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000 円未満	24,000	21,500	第 4	第 1 階層を除き、前年分の所得税課税世帯あって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000 円未満	23,000 (1,000)	20,500 (1,000)		
第 5		40,000 円以上 103,000 円未満	35,200	31,700			第 5	第 1 階層を除き、前年分の所得税課税世帯あって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000 円以上 25,000 円未満	24,000	21,500
									25,000 円以上 40,000 円未満	26,000 (+ 2,000)	23,500 (+ 2,000)
									40,000 円以上 60,000 円未満	34,200 (1,000)	30,700 (1,000)
第 6		103,000 円以上 413,000 円未満	46,700	33,100			第 6	第 1 階層を除き、前年分の所得税課税世帯あって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	60,000 円以上 80,000 円未満	36,200 (+ 1,000)	31,700
									80,000 円以上 103,000 円未満	38,200 (+ 3,000)	32,700 (+ 1,000)
第 7		413,000 円以上 734,000 円未満	49,000	34,000			第 7	103,000 円以上 203,000 円未満	46,700	33,100	
第 8		734,000 円以上	63,700	44,600			第 8	第 1 階層を除き、前年分の所得税課税世帯あって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	203,000 円以上 413,000 円未満	48,700 (+ 2,000)	34,100 (+ 1,000)
	413,000 円以上 734,000 円未満				53,000 (+ 4,000)	35,000 (+ 1,000)					
						734,000 円以上	63,700	44,600			

【資料 2】

平成 23 年 2 月 22 日

各階層区分の人数並びに月額保育料合計額

(平成 23 年 1 月現在)

階層 区分	定 義	3 歳未満児		3 歳以上児	
		人数	保育料合計	人数	保育料合計
第 1	生活保護法の被保護世帯				
第 2	市町村民税非課税世帯	35	86,400	58	62,400
第 3	市町村民税課税世帯	39	418,400	41	485,200
第 4	所得税額 8,500 円未満	7	132,000	5	107,500
	8,500 円以上 8,700 円未満				
	8,700 円以上 9,000 円未満				
	9,000 円以上 12,000 円未満	5	60,000	5	96,750
	12,000 円以上 15,000 円未満	7	108,000	7	150,500
	15,000 円以上 20,000 円未満	7	120,000	4	86,000
	20,000 円以上 25,000 円未満	8	132,000	10	182,750
	25,000 円以上 40,000 円未満	20	372,000	23	483,750
	小 計	54	924,000	54	1,107,250
第 5	所得税額 56,000 円未満	25	633,600	15	459,650
	56,000 円以上 60,000 円未満	7	228,800	7	206,050
	60,000 円以上 68,700 円未満	7	211,200	9	285,300
	68,700 円以上 70,000 円未満			3	79,250
	70,000 円以上 71,500 円未満	2	70,400	4	126,800
	71,500 円以上 72,000 円未満				
	72,000 円以上 80,000 円未満	15	352,000	26	760,800
	80,000 円以上 81,000 円未満	1	35,200		
	81,000 円以上 103,000 円未満	16	387,200	25	713,250
	小 計	73	1,918,400	89	2,631,100
第 6	所得税額				
	103,000 円以上 153,000 円未満	32	1,237,550	28	910,250
	153,000 円以上 203,000 円未満	9	326,900	18	595,800
	203,000 円以上 250,000 円未満	7	233,500	12	380,650
	250,000 円以上 413,000 円未満	7	280,200	11	364,100
	小 計	55	2,078,150	69	2,250,800
第 7	所得税額				
413,000 円以上 734,000 円未満	2	98,000	7	221,000	
第 8	所得税額 734,000 円以上			2	66,900
	合 計	258	5,523,350	320	6,824,650

総 計	人 数	578	保育料 (月額)	12,348,000
-----	-----	-----	----------	------------

(注) 総計の人数 578 名は、一時預かり 28 名を含む。

【資料3】

現 行

階層区分別の保育料収入（半額及び全額免除後）明細表

（単位：円）

階層区分	定 義	3歳未満児			3歳以上児			保育料収入 +
		保育料収入 A	免除額 B	保育料収入 A B	保育料収入 C	免除額 D	保育料収入 C - D	
第1	生活保護法による被保護世帯	0			0			
第2	市町村民税非課税世帯	252,000	165,600	86,400	278,400	216,000	62,400	148,800
第3	市町村民税課税世帯	608,400	190,000	418,400	541,200	56,000	485,200	903,600
第4	所得税額40,000円未満	1,296,000	372,000	924,000	1,161,000	53,750	1,107,250	2,031,250
第5	40,000円以上103,000円未満	2,569,600	651,200	1,918,400	2,821,300	190,200	2,631,100	4,549,500
第6	103,000円以上413,000円未満	2,568,500	490,350	2,078,150	2,283,900	33,100	2,250,800	4,328,950
第7	413,000円以上734,000円未満	98,000	0	98,000	238,000	17,000	221,000	319,000
第8	734,000円以上				89,200	22,300	66,900	66,900
合 計		7,392,500	1,869,150	5,523,350	7,413,000	588,350	6,824,650	12,348,000

（注）上記の表は、半額及び全額免除後の額

改 正 後

階層区分別の保育料収入（半額及び全額免除後）明細表

（単位：円）

階層区分	定 義	3歳未満児			3歳以上児			保育料収入 +
		保育料収入 A	免除額 B	保育料収入 A B	保育料収入 C	免除額 D	保育料収入 C D	
第1	生活保護法による被保護世帯	0			0			
第2	市町村民税非課税世帯	252,000	165,600	86,400	278,400	216,000	62,400	148,800
第3	市町村民税課税世帯	608,400	190,000	418,400	541,200	56,000	485,200	903,600
第4	所得税額9,000円未満	161,000	34,500	126,500	102,500	0	102,500	229,000
	9,000円以上25,000円未満	648,000	228,000	420,000	559,000	43,000	516,000	936,000
	25,000円以上40,000円未満	520,000	117,000	403,000	540,500	11,750	528,750	931,750
第5	40,000円以上60,000円未満	1,094,400	256,500	837,900	675,400	30,700	644,700	1,482,600
	60,000円以上80,000円未満	868,800	217,200	651,600	1,331,400	79,250	1,252,150	1,903,750
	80,000円以上103,000円未満	649,400	191,000	458,400	817,500	81,750	735,750	1,194,150
第6	103,000円以上203,000円未満	1,914,700	350,250	1,564,450	1,522,600	16,550	1,506,050	3,070,500
	203,000円以上413,000円未満	681,800	146,100	535,700	784,300	17,050	767,250	1,302,950
第7	413,000円以上734,000円未満	106,000	0	106,000	245,000	17,500	227,500	333,500
第8	734,000円以上				89,200	22,300	66,900	66,900
合 計		7,504,500	1,896,150	5,608,350	7,487,000	591,850	6,895,150	12,503,500

（注）上記の表は、半額及び全額免除後の額

階層 区分	市 町 名		国 徴 収 基 準 額			太 子 町			姫 路 市			た つ の 市			赤 穂 市								
	定 義		3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 児 の 場 合	4 歳 以 上 児 の 場 合	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 児 の 場 合	4 歳 以 上 児 の 場 合	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 児 の 場 合	4 歳 以 上 児 の 場 合	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 児 の 場 合	4 歳 以 上 児 の 場 合	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 児 の 場 合	4 歳 以 上 児 の 場 合						
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村税の区分が次の区分に該当する世帯		9,000	6,000	7,200	4,800	4,800	7,000	6,000	7,000	4,800	3,100	2,100										
3	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ																					
		所得割課税世帯(12,000円未満)	19,500	16,500	15,600	13,200	13,200	13,500	11,000	15,600	13,200	12,500	8,400										
		所得割課税世帯(1,200円以上)										15,600	11,400										
4	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額(配当控除、住宅借入金等特別控除適用前の額)の区分が次の区分に該当する世帯	～ 8,500円 未満	30,000	27,000	23,000	20,500	20,500	19,600	16,900	24,000	21,600	24,300	20,400										
		～ 8,700円 未満						24,000	21,000					20,800									
		～ 9,000円 未満						24,000	21,000					20,800	24,000								
		～ 12,000円 未満						24,000	21,000					20,800	24,000								
		～ 15,000円 未満						26,000	23,500					23,500	28,000	24,200	23,600	24,000	21,600	30,000	27,000		
		～ 20,000円 未満						34,200	30,700					30,700	33,000	27,900	26,000	35,600		38,000	34,400		
		～ 40,000円 未満						36,200	31,700					31,700	39,500	32,500	27,000	35,600	29,000	44,500	41,500	37,400	
～ 60,000円 未満	38,200	32,700	32,700	43,500	32,500																		
～ 68,700円 未満	46,700	33,100	33,100	48,000		42,700	31,000	53,000	43,600	37,400													
～ 70,000円 未満	48,700	34,100	34,100	53,000																			
～ 71,500円 未満	53,000	35,000	35,000	56,500	32,500	27,000	56,000	35,000	70,000														
～ 72,000円 未満	63,700	44,600	44,600	61,000			62,400	38,000	79,300	49,300	42,300												
～ 77,000円 未満																							
～ 80,000円 未満																							
～ 81,000円 未満																							
～ 88,000円 未満																							
～ 103,000円 未満																							
～ 153,000円 未満																							
～ 203,000円 未満																							
～ 250,000円 未満																							
～ 413,000円 未満																							
～ 734,000円 未満																							
734,000円 ～																							

母子・父子・在宅障害児(者)のいる世帯の保育料

階層	市 町 名	国 徴 収 基 準 額	太 子 町		姫 路 市		た つ の 市		赤 穂 市	
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村税の区分が次の区分に該当する世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ								
		所得割課税世帯(12,000円未満)	18,500	15,500	14,800	12,400	14,600	12,200	11,500	7,400
		所得割課税世帯(1,200円以上)								14,600
4	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額(配当控除、住宅借入金等特別控除適用前の額)の区分が次の区分に該当する世帯	～ 8,500円 未満	/	/	/	/	/	/	/	/
		～ 8,700円 未満								
		～ 9,000円 未満								
		～ 12,000円 未満								
		～ 15,000円 未満								
		～ 20,000円 未満								
～ 25,000円 未満										
～ 40,000円 未満										

同一世帯から2人以上の児童が入所している場合

2人目は保育料が1/2額になります。

3人目は保育料が無料になります。

育料一覧表 (近隣市町)

太子町との比較

単位(円)

階層 区分	市町名		国徴収基準額			太子町			相生市			宍粟市			福崎町						
	定義		3歳未満 児の場合	3歳児 の場合	4歳以上 児の場合																
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000	7,200	4,800	4,800	6,000	4,000	7,650	5,100	8,000	5,500								
3		均等割の額のみ						15,000	12,000	15,600	13,200	18,000	15,000	16,580	14,030	18,000	15,000				
		所得割課税世帯(12,000円未満)	19,500	16,500	15,600	13,200	13,200	18,000	15,000	16,580	14,030	18,000	15,000								
		所得割課税世帯(1,200円以上)																			
4	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額(配当控除、住宅借入金等特別控除適用前の額)の区分が次の区分に該当する世帯	～ 8,500円 未満	30,000	27,000	23,000	20,500	20,500	23,000	20,000	22,500	20,250	30,000	27,000								
		～ 8,700円 未満			24,000	21,500	21,500	23,000													
		～ 9,000円 未満			26,000	23,500	23,500	28,000	25,000	24,000	21,600										
		～ 12,000円 未満																			
		～ 15,000円 未満																			
		～ 20,000円 未満																			
5	40,000円～56,000円 未満	～ 60,000円 未満	44,500	41,500	34,200	30,700	30,700	38,000	30,000	28,000	28,930	26,980	35,000	27,000							
		～ 68,700円 未満			36,200	31,700	31,700	42,000	31,000				31,150		29,050	44,500	33,800	27,700			
		～ 70,000円 未満																			
		～ 71,500円 未満																			
		～ 72,000円 未満																			
		～ 80,000円 未満																			
		～ 81,000円 未満																			
		～ 103,000円 未満																			
6	103,000円～153,000円 未満	～ 203,000円 未満	61,000	58,000	46,700	33,100	33,100	55,000	33,000	30,000	39,650	33,670	29,640	50,000	33,800	27,700					
		～ 250,000円 未満			48,700	34,100	34,100														
		～ 413,000円 未満																			
		～ 734,000円 未満																			
7		80,000	77,000	53,000	35,000	35,000	66,000	34,000	30,000	47,000	36,260	31,920	52,000	33,800	27,700						
8		734,000円～	80,000	77,000	63,700	44,600	44,600						55,000	33,800	27,700						

母子・父子・在宅障害児(者)のいる世帯の保育料

階層	市町名		国徴収基準額			太子町		相生市		宍粟市		福崎町	
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3		均等割の額のみ						14,000	11,000	14,800	12,400	17,000	14,000
		所得割課税世帯(12,000円未満)	18,500	15,500	14,800	12,400	17,000	14,000	15,730	13,180	17,000	14,000	
		所得割課税世帯(1,200円以上)											
4	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額(配当控除、住宅借入金等特別控除適用前の額)の区分が次の区分に該当する世帯	～ 8,500円 未満	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		～ 8,700円 未満											
		～ 9,000円 未満											
		～ 12,000円 未満											
		～ 15,000円 未満											
		～ 20,000円 未満											
～ 25,000円 未満													
～ 40,000円 未満													

同一世帯から2人以上の児童が入所している場合
 2人目は保育料が1/2額になります。
 3人目は保育料が無料になります。

階層 区分	市町名		国徴収基準額			太子町			播磨町			稲美町			上郡町		
	定義		3歳未満 児の場合	3歳児 の場合	4歳以上 児の場合												
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村税の区分が次の区分に該当する世帯		9,000	6,000	7,200	4,800	4,800	8,000	6,000	6,000	6,800	4,800	6,000	4,800	6,000	4,800	4,800
3	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ	19,500	16,500	15,600	13,200	13,200	14,000	11,700	13,000	9,600	12,000	10,000	15,000	13,000	12,000	10,000
		所得割課税世帯(12,000円未満)															
		所得割課税世帯(1,2000円以上)															
4	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額(配当控除、住宅借入金等特別控除適用前の額)の区分が次の区分に該当する世帯	～ 8,500円 未満	30,000	27,000	23,000	20,500	20,500	21,000	17,500	23,000	18,800	18,600	20,000	20,000	17,000	20,000	17,000
		～ 8,700円 未満															
		～ 9,000円 未満															
		～ 12,000円 未満															
		～ 15,000円 未満															
		～ 20,000円 未満															
～ 25,000円 未満																	
～ 40,000円 未満																	
5	40,000円 ～ 56,000円 未満	～ 60,000円 未満	44,500	41,500	34,200	30,700	30,700	36,300	28,100	23,900	32,000	28,000	24,500	33,000	29,000	33,000	29,000
		～ 68,700円 未満															
		～ 70,000円 未満															
		～ 71,500円 未満															
		～ 72,000円 未満															
		～ 80,000円 未満															
		～ 81,000円 未満															
		～ 103,000円 未満															
		～ 153,000円 未満															
		～ 203,000円 未満															
～ 250,000円 未満																	
6	103,000円 ～ 153,000円 未満	～ 203,000円 未満	61,000	58,000	46,700	33,100	33,100	52,500	28,800	24,400	54,000	31,000	26,500	46,000	35,000	31,000	31,000
		～ 250,000円 未満															
		～ 413,000円 未満															
7	～ 734,000円 未満	80,000	77,000	53,000	35,000	35,000	59,200	28,900	24,500	64,000	32,000	27,500	53,000	36,000	32,000	32,000	
8	734,000円 ～	80,000	77,000	63,700	44,600	44,600	63,000	29,000	24,600								

母子・父子・在宅障害児(者)のいる世帯の保育料

階層	市町名		国徴収基準額			太子町			播磨町			稲美町			上郡町		
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村税の区分が次の区分に該当する世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ	18,500	15,500	14,800	12,400	12,400	7,000	5,850	12,000	8,600	11,000	9,000	14,000	12,000	11,000	9,000
		所得割課税世帯(12,000円未満)															
		所得割課税世帯(1,2000円以上)															
4	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額(配当控除、住宅借入金等特別控除適用前の額)の区分が次の区分に該当する世帯	～ 8,500円 未満	/	/	/	/	/	10,500	8,750	/	/	/	/	/	/	/	/
		～ 8,700円 未満															
		～ 9,000円 未満															
		～ 12,000円 未満															
		～ 15,000円 未満															
		～ 20,000円 未満															
～ 25,000円 未満																	
～ 40,000円 未満																	
4	103,000円 ～ 153,000円 未満	～ 203,000円 未満	/	/	/	/	/	14,250	11,950	11,000	/	/	/	/	/	/	/
		～ 250,000円 未満															
		～ 413,000円 未満															
7	～ 734,000円 未満	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

同一世帯から2人以上の児童が入所している場合
 2人目は保育料が1/2額になります。
 3人目は保育料が無料になります。

地域包括支援センター事業報告

1 地域包括支援センター職員数(非常勤、兼務含む)

(人)

	21 年度	22 年度
保健師等	2	2
社会福祉士	1	1
主任介護支援専門員	1	1
介護支援専門員	2	2
事務職員	1	1
合 計	7	7

2 ブランチ数

(事業所)

	21 年度	22 年度
委託数	2	2

社会福祉法人大和福祉会:18 年度～

社会福祉法人太子福祉会:19 年度～

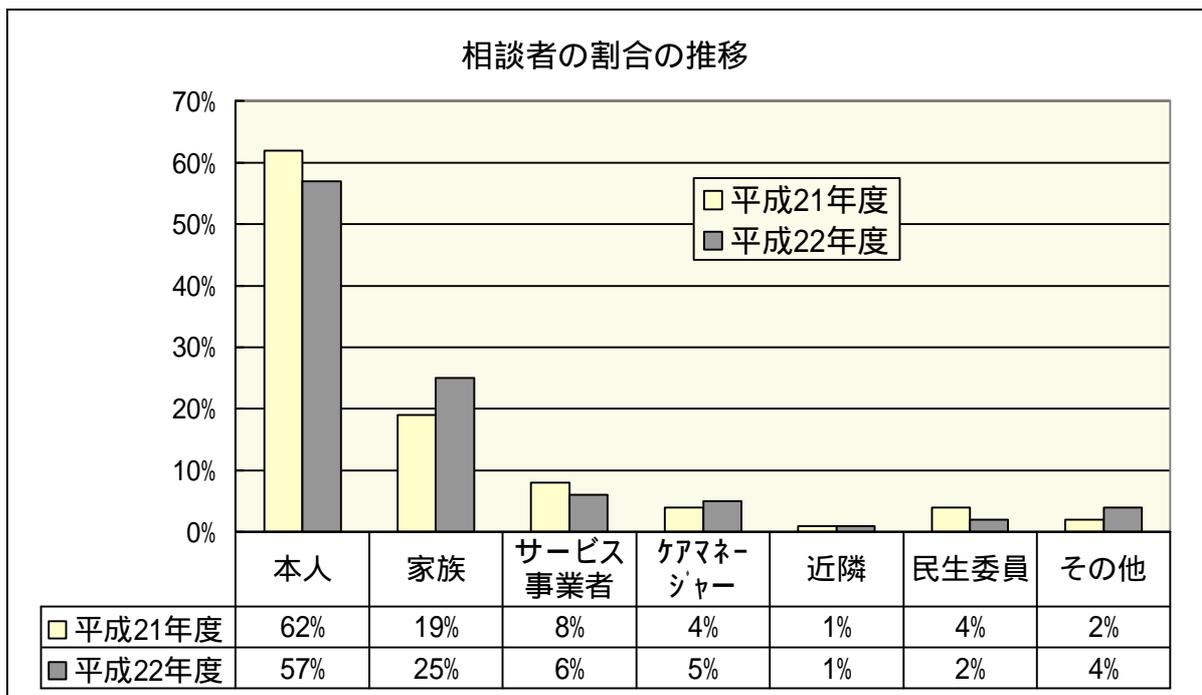
3 相談実績

(1) 相談方法

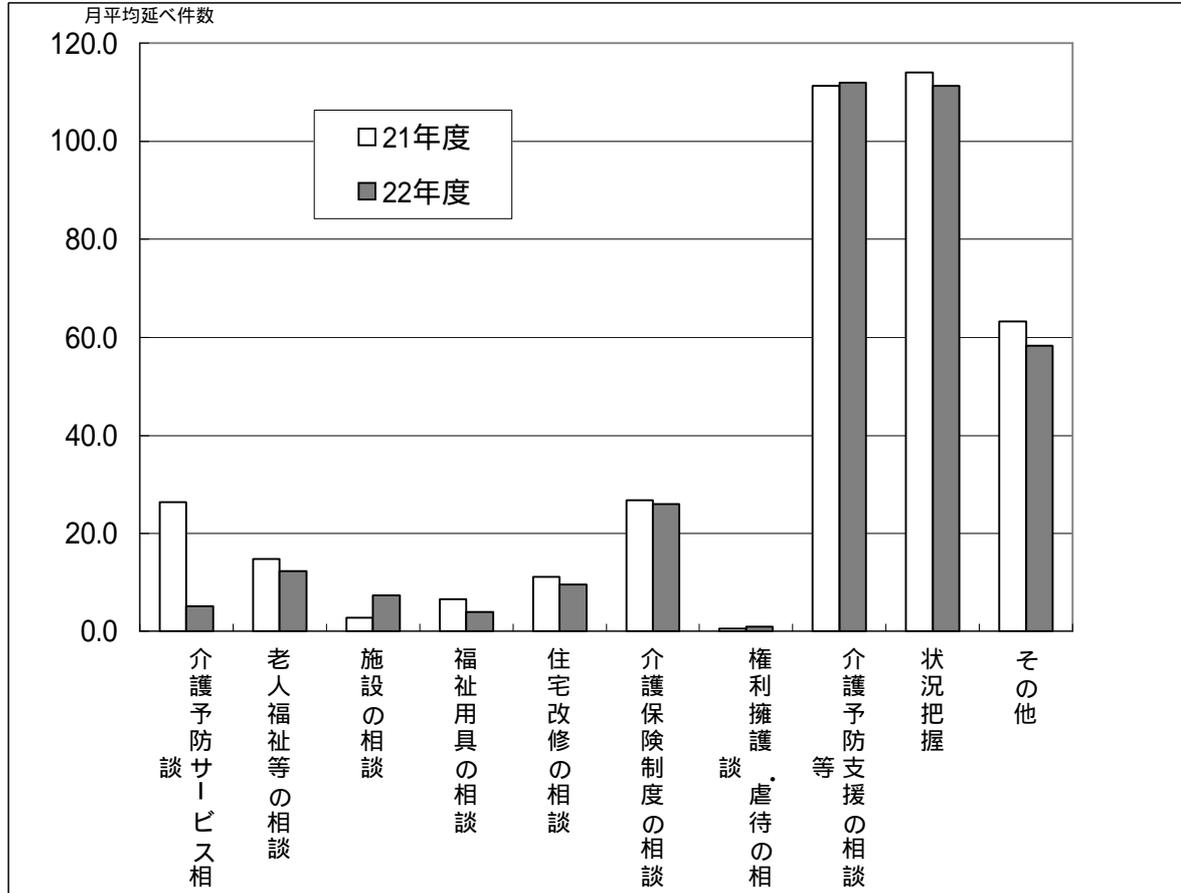
(件)

	21 年度		22 年度
	合計	12 月末現在	12 月末現在
電話	177	132	247
来所	118	87	118
訪問	3,573	2,806	2,361
その他	18	4	0
合計	3,886	3,029	2,726

(2) 相談者



(3) 相談内容



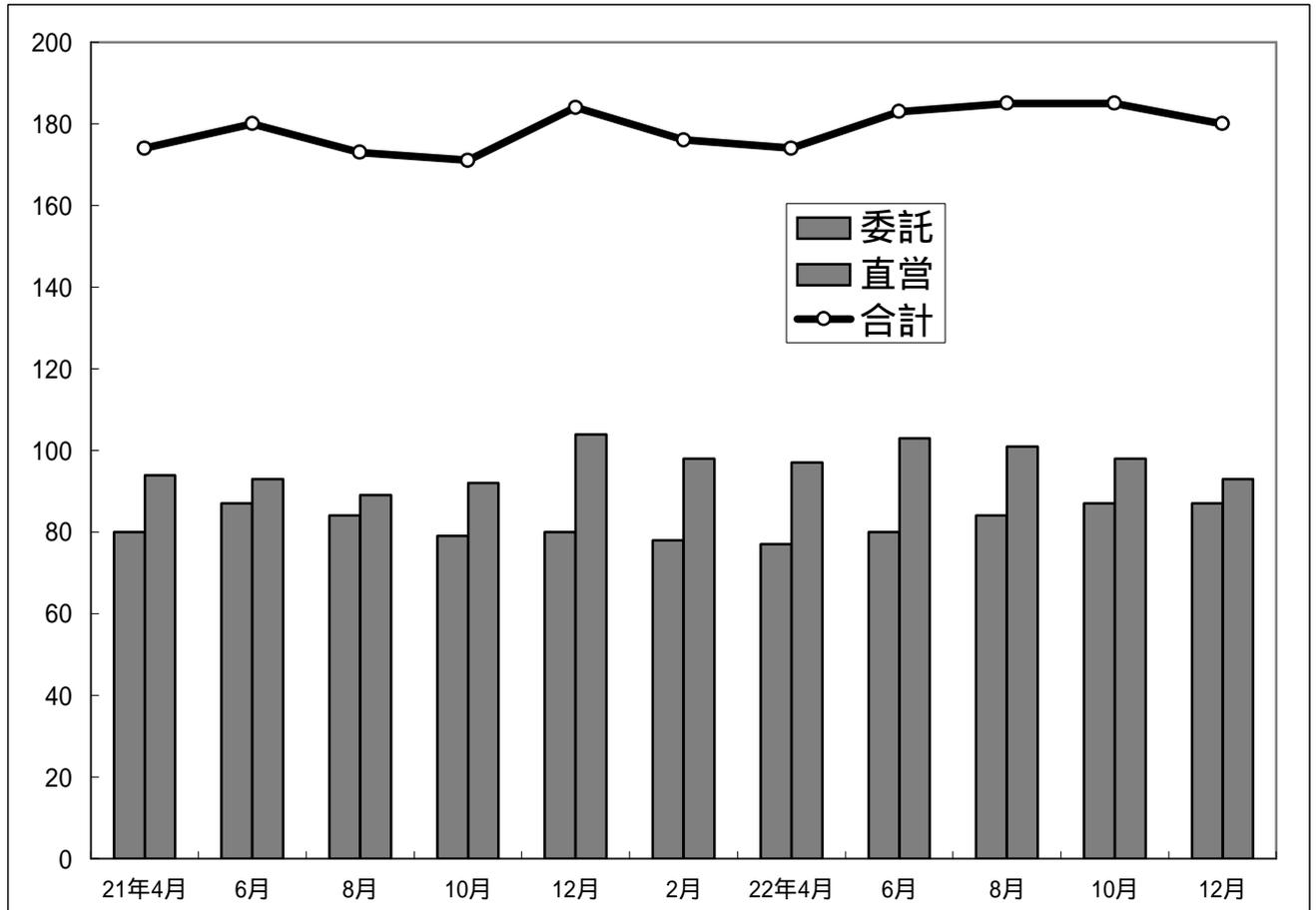
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(回)

	21年度		22年度
	合計	12月末現在	12月末現在
地域ケア会議	4	4	7
介護支援専門員連絡会	8	6	8
地域包括支援センター担当者会 (ランチとの連絡会)	10	7	9
その他	4	1	5

5 介護予防ケアマネジメント業務

(1) ケアマネジメント数



(2) 新規委託契約

事業者名	所在地	委託年月日
株式会社 のもと本店	たつの市御津町黒崎 268	平成 22 年 5 月 1 日
居宅介護支援事業所 あゆみ	姫路市北条宮の町 137	平成 22 年 8 月 1 日
居宅介護支援事業所 杉緑	姫路市書写 28	平成 22 年 12 月 1 日
浜の宮松竹園居宅介護支援センター	加古川市別府町新野辺北町 5 丁目 98	平成 23 年 1 月 28 日
居宅介護支援事業所書写ひまわりホーム	姫路市書写 634 -198	平成 23 年 2 月 10 日

(3) 委託契約解除

該当なし

(居宅介護支援事業所指定取消等による委託契約解除)

委託契約事業所数 22 事業所

6 権利擁護・虐待

(件)

		虐待通報 件数	虐待認知 件数	種別(重複あり)				
				身体的	介護放棄	心理的	性的	経済的
21年度	合計	6	5	1	1	1	0	2
	12月末 現在	1	1	1	0	0	0	0
22年度	12月末 現在	6	5	3	2	2	0	2

7 地域支援事業の介護予防

(1) 二次予防事業の対象者数

(人)

21年度		22年度
合計	12月末現在	12月末現在
76	74	111

(2) 介護予防事業実施状況

		介護予防教室		介護予防講演		出前講座	
		開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)
21年 度	合計	200	2,587	4	329	32	955
	12月末 現在	148	1,814	3	218	26	790
22年 度	12月末 現在	191	2,862	5	338	25	618

【用語解説】

ランチ

住民の利便を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための「相談窓口」です。

地域ケア会議

生活が困窮し、生活支援が必要な高齢者に効果的なサービス提供の調整や地域ケアの総合調整等を行うために開かれる会議です。

権利擁護

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない方が安心して自立した地域生活を送れるよう、生活を支援すること。成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用も含めます。

二次予防事業の対象者

65 歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者です。

毎年健診とあわせて実施される生活機能評価や、本人や家族が地域包括支援センター等に相談して、生活機能評価を受け、“要支援・要介護になるおそれがある”と認められてなります。生活機能評価には「基本チェックリスト」を用い、該当者は医療機関等で心電図・貧血検査・血清アルブミン検査・反復唾液嚥下テストを行った後、医師が総合判定します。ただし、平成23年度から「基本チェックリスト」で判定を行う予定です。